

仕様書

1 業務名称

令和8年度京都市はぐくみ憲章行動指針リーフレットのデザイン企画・制作業務

2 目的

京都市では、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くために、京都市民共通の行動規範として「京都市はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定しています。

この憲章を実践する行動の輪が一層広がるよう、「行動指針」を定め、市民の皆様へ周知を図るためのリーフレットを発行します。

京都市はぐくみ憲章をわかりやすく周知し、市民の皆様が日常生活で実践しやすい具体的な行動を促す魅力的なリーフレットを作成することで、憲章の理解促進と実践への意識向上を図ります。

3 業務内容

(1) リーフレットの作製

ア 表紙及び本文全般にわたる企画、デザイン等の作製

・企画立案、デザイン、原稿作成、レイアウト、編集、校正など、リーフレット作製に必要な作業を実施すること。

※ 校正 3 回以上、色校正 1 回以上。

・写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は、受注者において入手することとする。

・発注者の製作意図を汲み取り、より分かりやすい紙面にすること。

イ 規格等

・A3 両面カラー印刷（二つ折り加工）

・ユニバーサルデザイン（カラーユニバーサルデザイン、UDフォント）に対応すること。

ウ 要件

・ターゲット層は京都市内の子育て世代（20～40代）とし、目に止まるようなインパクトがあり、手に取ってもらいやすいものとするため、全体のデザイン等を工夫すること。

・京都市はぐくみ憲章を実践する行動の輪が一層広がるよう、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」に基づき定められた行動指針を周知することがわかりやすく伝わり、同時に、リーフレットに記載されている方策を見て、理解し、実践しようと思える内容にすること。

・イラストや図、写真を活用する等、視覚的に興味を持たせる内容にすること。

- ・ 掲載する内容等については、【別紙】を参照すること。
- ・ 二次元コードの掲載等により、関連する各種情報ソースへ誘導すること。

(2) その他

ア 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。

イ 受託者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、市への状況報告等）を徹底すること。

ウ 制作に必要な一切の経費は委託料に含むものとする。

エ 今回作製するリーフレットの著作権はすべて京都市に帰属する。

オ 成果品に写真データを使用した場合は、その写真データを委託者が自由に利用できることとする。

カ 本業務により収集した個人情報等の取扱いについては、受注者側で一切の責任を負うこと。

キ 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものでないこと。

ク 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。

4 納期

契約締結日から令和8年5月15日（金）まで

5 納品

受注者は、以下のデータを作成し、CD-Rに格納して納品すること（CD-Rの盘面及びケースに、収録データの内容を表示すること）。

(1) リーフレット

ア PDF ファイル

- ・ 低解像度 PDF ファイル（ホームページ掲載用）
ディスプレイへの表示及び印刷しても判別可能であること。

- ・ 高解像度 PDF ファイル
画像解像度 300dpi 以上のできるだけ高解像度であること。

イ レイアウトデータ

- ・ Adobe Illustrator 等で作成した、再編集可能なレイアウトデータとすること。

ウ 中間生成物データ

- ・ 画像（写真を含む）、図表、イラストなど

6 その他

- (1) 京都市と十分調整のうえ、制作を行うこと。

- (2) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (3) 京都市は、制作に必要な資料を受託者に提供すること。
- (4) 受託者は、京都市の確認を受けた後、デザインを完成させること。
- (5) 制作したデザインに含まれる企画、画像等の著作権及び使用料等の費用の調整は、受託者が行うこと。
- (6) 受託者は、制作した素材について京都市が転用することを妨げないこと。
- (7) 今後の使用に関して使用料が発生する場合、すべて委託金額に含めること。
- (8) 京都市はぐくみ憲章行動指針の普及啓発を目的に、デザインデータを別の規格形式や圧縮方式等へ変更する場合、法的または物理的制限がないこと。
- (9) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。

【別紙】

1 掲載情報の概要について

(1) 京都はぐくみ憲章行動指針について

子どもを健やかに育むため、大人一人ひとりが日常生活で実践すべき具体的な行動（はぐくみアクション）を定めた指針であり、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例（※1）」に基づき、「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会（※2）」の議論を経て毎年度更新している。

具体的には、本条例「第2章 憲章の実践に関する基本的方策（第10条～第20条）」及び「第3章 憲章の実践に関する緊急の方策（第21条～第27条）」に関する事項としている。

例年、3月中下旬に開催の子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会において、キャッチフレーズ「Let's はぐくみアクション」に続くテーマを定めるとともに、基本的方策と緊急の方策についても議論をいただいている。

※1

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/cmsfiles/contents/0000098/98682/1012902.pdf>

※2

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000346557.html>

(2) 参照情報

※必要に応じて、二次元コードの掲載等により、関連する各種情報ソースへ誘導すること

▼子育て支援ポータルサイト「はぐくーも KYTO」

<https://kyoto-city.mamafre.jp/>

▼京都市公式子育て情報 SNS 「はぐくーも KYOTO」

https://www.instagram.com/hagukumi_bunka/

(3) 発行情報・京都市ロゴマーク

・発行情報は次のとおり。

発行：令和8年6月／子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

TEL：075-222-3866 FAX：075-251-2322

京都市印刷物 第〇〇〇〇〇〇号

・各種ロゴマークは、契約締結後にデータ提供予定。

(4) 過去の行動指針、周知リーフレットについて

▼参照 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000342757.html>